

【別紙】パブリック・コメントにおける御意見・御質問及びそれに対する考え方

御意見・御質問	回答
<p>本様式は、「毎年、…過去一年間の実行状況を点検」するものとのことだが、いつ行う点検から本様式を適用するのか。これが「公布の日から施行」されるとすると、令和5年中に行う点検では、改正後の「環境負荷低減の取組の実践」が、令和4年度の「実行状況」に対して義務付けられることになり、法令の適用として不当ではないか。適切な経過措置や適用関係を定める等、必要な措置を講ずるべきではないか。</p>	<p>今回の改正後の様式は、改正後の告示の施行以降、令和6年中に行う点検から適用を開始します。また、甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金の交付申請手続きにおける当該様式の運用は、独立行政法人農畜産業振興機構が別途定める甘味資源作物交付金交付要綱（平成19年4月27日付19農畜機第336号）において規定されること、当該交付要綱等において運用上必要な措置を講じます。</p>
<p>本改正は、「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」にいう「最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」ことができているのか。本様式の各々のチェックマークがついていなかったとしても、それは交付の欠格条件にはならず、形だけの「改善の予定」を出せば済んでしまう。これでは「義務化」ではないのではないか。様式ではなく省令を改正し、明確に要件を設定すべきではないか。</p>	<p>環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」は、令和6年は試行期間となっており、当該期間中は、チェックシートの提出や取組内容に不備があった場合においてもペナルティ措置の対象とはしないこととしています。</p> <p>このため、今回の改正後の様式の各点検項目について、取組を実行できなかった項目がある交付申請者が存在したとしても、当該者について、そのことのみをもって直ちに交付要件を満たしていないと判断することとはしていません。</p> <p>今後、試行期間中において、クロスコンプライアンスの各手続き等に見直すべき点が判明した場合には、所要の見直しを行ってまいります。</p>
<p>農家に求められているのは、安全な食材を供給し、食料自給率を上げることです。</p> <p>「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」なんてものに農家の貴重な労力を割かせないでください。</p>	<p>近年、地球温暖化の影響による気温上昇や降雨量の増大などによる農林水産分野の被害が顕在化しているなど、環境の変化が農林漁業者の経営に影響を及ぼしており、持続的な食料・農林水産業の確立に向けて、生産現場においても環境負荷低減に向けた取組を行うことが待ったなしの課題となっています。</p> <p>こういった状況を踏まえ、令和5年12月27日に食料安定供給・農林水産基盤強化本部において公表された「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」において、クロスコンプライアンスの導入が位置付けられました。</p> <p>クロスコンプライアンスの導入に当たっては、日頃の事業活動における最低限行うべき取組として、より多くの農林漁業者等の皆様が意識すれば取り組めるような内容を整理しているところであり、現場に</p>

とって負担を強いるようなものにはならないよう最大限の配慮をして進めてまいります。
